

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成14年5月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

はじめに	1
管理を命ずる処分等の状況	
1. 石川銀行	1
2. 中部銀行	3
3. 協同組織金融機関	
(1) 管理を命ずる処分の状況	5
(2) 事業譲渡等の状況	7
4. その他	
(1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り	10
(2) 承継銀行の設立	11
預金保険機構による主な資金援助等の実施状況等	
1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
(1) 金銭の贈与	11
(2) 資産の買取り	12
(3) 優先株式等の引受け等	12
2. 公的資金の使用状況	

(1) 一般勘定	13
(2) 特例業務勘定	13
(3) 金融再生勘定	14
(4) 金融機能早期健全化勘定	14

参考

公的資本増強に係る取組

1. 地域金融機関3行（福岡シティ銀行、九州銀行、和歌山銀行） に対する資本増強	16
2. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ	16
3. 経営健全化計画の見直しについて	16

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成14年 5 月

はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について昨年 8 月 1 日以降預金等全額保護の特例措置期限である本年 3 月 31 日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第 5 条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところであるが、本年 4 月 1 日以降、預金保険の適用が、流動性預金を除き原則に戻り、元本 1000 万円までとその利息に移行する（いわゆるペイオフ解禁）中で、今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

管理を命ずる処分等の状況

1. 石川銀行

(1) 石川銀行については、平成 13 年 12 月 28 日、同行より 13 年 9 月期中間決算において 224 億円の債務超過となる旨の半期報告書等が提出されるとともに、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。

(2) 当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、石川銀行に対し預金保険法第 74 条第 1 項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われた。

また、併せて、資産劣化防止の観点から、同日、石川銀行に対し銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令が出された。

（注 1）当該管理を命ずる処分に際し、同日、石川銀行に対し弁明の

機会が付与されている。

(注2) 石川銀行に対する管理を命ずる処分を行った際の金融担当大臣等の談話については〔参考 - 1 - 1〕参照。

(3) 当該管理を命ずる処分と同時に、預金保険法第77条第2項に基づき、弁護士の中山博之氏、公認会計士の勝木重三氏及び預金保険機構が同行の金融整理管財人として選任された。

(注) 併せて、金融整理管財人たる預金保険機構の申請に基づき、1名の金融整理管財人代理の選任についての承認が行われた。

(4) また、同日、預金保険法第80条の規定に基づき、金融整理管財人に対して、当該被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画の作成及び提出が命じられた。

(5) 石川銀行に対する管理を命ずる処分に伴うその他の主な手続としては、同日、預金保険法第79条第1項に基づき、金融庁により石川銀行に対して管理を命ずる処分をした旨が金沢地方裁判所に通知されるとともに、金沢地方法務局等にその登記が囑託された。

また、平成14年1月10日、同法第74条第4項の規定に基づく管理を命ずる処分に係る公告及び同法第77条第4項の規定に基づく金融整理管財人選任に係る公告が官報により行われた。

(6) 石川銀行に係る検査については、かねて平成13年10月24日に立入検査が開始されていたところ、平成13年9月末の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握が行われ、平成14年1月18日に石川銀行に対し検査結果が通知された。

同検査結果においては、平成13年9月末の資産査定結果として 分類が3,823億円、 分類が1,823億円、 分類が64億円、 分類が256億円となることが示されるとともに、同年9月末の自己資本額は228億円であり、同年9月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額を前提とすれば、貸借対照表上の資産の部が負債の部を192億円下回る見込みであることが示されている。また、同年9月末時点でマイナス25億円の不動産の含み損益を有することが示されている。

(注) 石川銀行に係る検査結果については〔参考 - 1 - 2〕参照。

(7) また、石川銀行の破綻処理に伴う地域経済への影響をできる限り避けるため、地方自治体による制度融資や政府系金融機関及び県信用保証協会による対応が図られているところである。

(8) 石川銀行の譲渡先については、金融整理管財人において地元の金融機関を中心に鋭意折衝が進められてきたが、預金等全額保護の特例措置期限である平成14年3月31日までに受皿金融機関と営業譲渡について合意するに至らず、3月28日、石川銀行と日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結された。同日、石川銀行及び日本承継銀行の連名により預金保険法第61条第1項に基づく適格性の認定の申請がなされ、これを受け、同日、適格性の認定が行われるとともに、同法第91条第1項第2号に基づき、日本承継銀行が石川銀行から業務を引継ぐため営業の譲受け等を行うべき旨の決定が行われた。

日本承継銀行からの再承継先（最終的な受皿金融機関）については、関係者において引き続き早期確保に向けた努力が継続されているところである。

（注1）石川銀行の営業譲渡契約書等については〔参考 - 1 - 3〕参照。

（注2）日本承継銀行が石川銀行の営業の譲受け等を行うべき旨の決定については、〔参考 - 1 - 4〕参照。

2. 中部銀行

(1) 中部銀行については、平成13年9月末を基準日とする検査結果（後述）を踏まえた同行の13年9月期の自己資本比率の水準にかんがみ、平成13年12月28日、銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令が発出され、自己資本比率の向上策等が求められていた。

こうした中、中部銀行においては、預金の流出が続いていたところ、平成14年3月8日、同行より預金保険法第74条第5項に基づき、「その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がなされた。

(2) 当該申出及び同行の資金繰り状況を踏まえ、同日、中部銀行に対し預金保険法第74条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財

産の管理を命ずる処分が行われた。

また、併せて、資産劣化防止の観点から、同日、中部銀行に対し銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令が出された。

(注1) 当該管理を命ずる処分に際し、同日、中部銀行に対し弁明の機会が付与されている。

(注2) 中部銀行に対する管理を命ずる処分を行った際の金融担当大臣等の談話については〔参考 - 2 - 1〕参照。

(3) 当該管理を命ずる処分と同時に、預金保険法第77条第2項に基づき、金融庁により弁護士の本間通義氏、公認会計士の長谷川新一氏及び預金保険機構が同行の金融整理管財人として選任された。

(注) 併せて、金融整理管財人たる預金保険機構の申請に基づき、1名の金融整理管財人代理の選任についての承認が行われた。

(4) また、同日、預金保険法第80条の規定に基づき、金融整理管財人に対して、当該被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関する報告並びにその経営に関する計画の作成及び提出が命じられた。

(5) 中部銀行に対する管理を命ずる処分に伴うその他の主な手続としては、3月11日、預金保険法第79条第1項に基づき、中部銀行に対して管理を命ずる処分をした旨が静岡地方裁判所に通知されるとともに、静岡地方法務局等にその登記が嘱託された。

また、4月5日、同法第74条第4項の規定に基づく管理を命ずる処分に係る公告及び同法第77条第4項の規定に基づく金融整理管財人選任に係る公告が官報により行われた。

(6) 前述の中部銀行に係る検査については、かねて平成13年11月7日に立入検査が開始されていたところ、平成13年9月末の自己査定結果に基づき、その資産内容等について実態把握が行われ、12月25日に中部銀行に対し検査結果が通知された。

同検査結果においては、平成13年9月末の資産査定結果として、分類が4,393億円、分類が918億円、分類が39億円、分類が8億円となることが示されるとともに、同年9月末時点の検査結果を踏まえた追加償却・引当額を前提とすれば、貸借対照表の資産の部が負債の部を54億円上回ることとなるものと見込まれた。なお、不動産の含

み損を加味しても、資産の部が負債の部を37億円上回ることとなると見込まれた。

(注) 中部銀行の検査結果については、〔参考 - 2 - 2〕参照。

(7) また、中部銀行の破綻処理に伴う地域経済への影響をできる限り避けるため、地方自治体による制度融資や政府系金融機関及び県信用保証協会による対応が図られているところである。

(8) 中部銀行の譲渡先については、金融整理管財人において地元の金融機関を中心に鋭意折衝が進められてきたが、預金等全額保護の特例措置期限である平成14年3月31日までに受皿金融機関と営業譲渡について合意するに至らず、3月28日、中部銀行と日本承継銀行との間で営業譲渡契約が締結された。同日、中部銀行及び日本承継銀行の連名により預金保険法第61条第1項に基づく適格性の認定の申請がなされ、これを受け、同日、適格性の認定が行われるとともに、同法第91条第1項第2号に基づき、日本承継銀行が中部銀行から業務を引継ぐため営業の譲受け等を行うべき旨の決定が行われた。

日本承継銀行からの再承継先(最終的な受皿金融機関)については、関係者において引き続き早期確保に向けた努力が継続されているところである。

(注1) 中部銀行の営業譲渡契約書等については〔参考 - 2 - 3〕参照。

(注2) 日本承継銀行が中部銀行の営業の譲受け等を行うべき旨の決定については、〔参考 - 2 - 4〕参照。

3. 協同組織金融機関

(1) 管理を命ずる処分の状況

協同組織金融機関については、金融再生法施行(平成10年10月23日)以降平成13年7月31日までの間に、1信用金庫及び46信用組合が金融再生法第8条第1項又は預金保険法第74条第1項に基づく管理を命ずる処分を受けている。

平成13年8月1日以降平成14年3月31日までの間に預金保険法第74

条第1項に基づく管理を命ずる処分が行われた協同組織金融機関は、以下の13信用金庫及び31信用組合である。

- ・ 朝銀関東信用組合（平成13年8月24日）
- ・ 宇都宮信用金庫（平成13年10月19日）
- ・ 大阪第一信用金庫（平成13年10月19日）
- ・ 常滑信用組合（平成13年10月19日）
- ・ 沖縄信用金庫（平成13年10月26日）
- ・ 大栄信用組合（平成13年11月2日）
- ・ 東京富士信用組合（平成13年11月2日）
- ・ 中津川信用組合（平成13年11月2日）
- ・ 網走信用組合（平成13年11月9日）
- ・ 岩手信用組合（平成13年11月9日）
- ・ 宮城県中央信用組合（平成13年11月9日）
- ・ 中津信用金庫（平成13年11月16日）
- ・ 佐賀関信用金庫（平成13年11月16日）
- ・ 臼杵信用金庫（平成13年11月16日）
- ・ 大日光信用組合（平成13年11月16日）
- ・ 馬頭信用組合（平成13年11月16日）
- ・ 関西西宮信用金庫（平成13年11月22日）
- ・ 三栄信用組合（平成13年11月22日）
- ・ 秋田県中央信用組合（平成13年11月30日）
- ・ 東京食品信用組合（平成13年11月30日）
- ・ 第三信用組合（平成13年11月30日）
- ・ 松島炭鉱信用組合（平成13年11月30日）
- ・ 栃木県中央信用組合（平成13年12月7日）
- ・ 小川信用組合（平成13年12月7日）
- ・ 黒磯信用組合（平成13年12月7日）
- ・ 岡山県信用組合（平成13年12月7日）
- ・ 池袋信用組合（平成13年12月21日）
- ・ 都民信用組合（平成13年12月21日）
- ・ 厚木信用組合（平成13年12月21日）
- ・ 島原信用組合（平成13年12月21日）
- ・ 長島信用金庫（平成13年12月28日）
- ・ 佐伯信用金庫（平成13年12月28日）

- ・ 上田商工信用組合（平成13年12月28日）
- ・ 両筑信用組合（平成13年12月28日）
- ・ 永代信用組合（平成14年1月12日）
- ・ 神栄信用金庫（平成14年1月18日）
- ・ 千葉商銀信用組合（平成14年1月18日）
- ・ 船橋信用金庫（平成14年1月25日）
- ・ 相互信用金庫（平成14年1月25日）
- ・ 石川たばこ信用組合（平成14年1月25日）
- ・ 紀南信用組合（平成14年2月15日）
- ・ 石岡信用金庫（平成14年3月1日）
- ・ 大分商銀信用組合（平成14年3月1日）
- ・ 暁信用組合（平成14年3月15日）

（注）カッコ内は管理を命ずる処分が行われた年月日。

(2) 事業譲渡等の状況

被管理協同組織金融機関については、これまで、1信用金庫及び10信用組合について既に事業譲渡が行われ、管理を命ずる処分の取消しが行われていた。

平成13年8月1日以降平成14年3月31日までの間では、以下の7信用金庫及び24信用組合について、それぞれ事業譲渡等が行われ、同日、管理を命ずる処分の取消しが行われた。

- ・ 信用組合高知商銀（平成13年11月12日） 信用組合広島商銀）
- ・ 瑞浪商工信用組合（平成13年11月19日） 東濃信用金庫）
- ・ 朝銀青森信用組合（平成13年11月26日） 朝銀北東信用組合）
- ・ 朝銀宮城信用組合（平成13年11月26日） 朝銀北東信用組合）
- ・ 朝銀福井信用組合（平成13年11月26日） 朝銀中部信用組合）
- ・ 朝銀愛知信用組合（平成13年11月26日） 朝銀中部信用組合）
- ・ 朝銀島根信用組合（平成13年11月26日） 朝銀西信用組合）
- ・ 朝銀広島信用組合（平成13年11月26日） 朝銀西信用組合）
- ・ 朝銀山口信用組合（平成13年11月26日） 朝銀西信用組合）
- ・ 朝銀福岡信用組合（平成13年11月26日） 朝銀西信用組合）
- ・ 朝銀長崎信用組合（平成13年11月26日） 朝銀西信用組合）
- ・ 茨城商銀信用組合（平成13年12月25日） 横浜商銀信用組合）

- ・長崎第一信用組合（平成14年1月15日 長崎三菱信用組合、十八銀行）
 - ・不動信用組合（平成14年1月28日 金沢中央信用組合）
 - ・輪島信用組合（平成14年2月18日 能登信用金庫）
 - ・信用組合三重商銀（平成14年2月25日 信用組合愛知商銀）
 - ・宇都宮信用金庫（平成14年2月25日 栃木信用金庫、烏山信用金庫、鹿沼相互信用金庫、小山信用金庫 大田原信用金庫）
 - ・臼杵信用金庫（平成14年2月25日 大分信用金庫）
 - ・小樽商工信用組合（平成14年3月4日 小樽信用金庫）
 - ・新潟商銀信用組合（平成14年3月18日 あすなる信用組合）
 - ・沖縄信用金庫（平成14年3月18日 コザ信用金庫）
 - ・春江信用組合（平成14年3月18日 福邦銀行）
 - ・常滑信用組合（平成14年3月18日 知多信用金庫）
 - ・中津川信用組合（平成14年3月18日 岐阜信用金庫）
 - ・神奈川県青果信用組合（平成14年3月25日 湘南信用金庫）
 - ・大阪第一信用金庫（平成14年3月25日 大阪信用金庫）
 - ・中津信用金庫（平成14年3月25日 大分みらい信用金庫）
 - ・佐賀関信用金庫（平成14年3月25日 大分みらい信用金庫）
 - ・関西西宮信用金庫（平成14年3月25日 神戸信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、姫路信用金庫）
 - ・せいか信用組合（平成14年3月25日 王子信用金庫、興産信用金庫）
 - ・大日光信用組合（平成14年3月25日 鹿沼相互信用金庫）
- （注）カッコ内は管理を命ずる処分が取り消された日及び受皿金融機関。

また、平成13年8月1日以降平成14年3月31日までの間に、譲渡先との間で基本合意書又は事業譲渡契約書が締結されたものは、上記事業譲渡等を完了した被管理協同組織金融機関以外では、以下の6信用金庫及び43信用組合となっている。

〔事業譲渡契約締結〕

- ・旭川商工信用組合（平成13年12月25日 北央信用組合）
- ・信用組合関西興銀（平成14年1月17日 近畿産業信用組合）
- ・東京商銀信用組合（平成14年1月17日 信用組合北東商銀）

- ・信用組合京都商銀（平成14年1月17日 近畿産業信用組合）
- ・だいしん信用組合（平成14年1月18日 北陸信用金庫、金沢信用金庫）
- ・宮城県中央信用組合（平成14年1月18日 仙台信用金庫、宮城第一信用金庫）
- ・信用組合福岡商銀（平成14年1月22日 熊本商銀信用組合）
- ・加賀信用組合（平成14年1月28日 北國銀行）
- ・岩手信用組合（平成14年1月30日 気仙沼信用金庫）
- ・島原信用組合（平成14年2月1日 たちばな信用金庫）
- ・岡山県信用組合（平成14年2月4日 トマト銀行）
- ・網走信用組合（平成14年2月5日 釧路信用組合）
- ・長島信用金庫（平成14年2月7日 紀北信用金庫）
- ・馬頭信用組合（平成14年2月8日 那須信用組合）
- ・黒磯信用組合（平成14年2月8日 那須信用組合）
- ・小川信用組合（平成14年2月8日 那須信用組合）
- ・松島炭坑信用組合（平成14年2月12日 長崎三菱信用組合）
- ・大栄信用組合（平成14年2月13日 共立信用組合）
- ・東京富士信用組合（平成14年2月13日 共立信用組合）
- ・三栄信用組合（平成14年2月13日 大東京信用組合）
- ・第三信用組合（平成14年2月13日 興産信用金庫、大東京信用組合）
- ・東京食品信用組合（平成14年2月14日 西京信用金庫、朝日信用金庫、東京産業信用金庫、興産信用金庫）
- ・佐伯信用金庫（平成14年2月15日 大分信用金庫）
- ・両筑信用組合（平成14年2月19日 筑後信用金庫）
- ・相互信用金庫（平成14年2月20日 大阪信用金庫）
- ・栃木県中央信用組合（平成14年2月21日 栃木銀行）
- ・秋田県中央信用組合（平成14年2月22日 秋田信用金庫）
- ・厚木信用組合（平成14年2月25日 平塚信用金庫）
- ・石川たばこ信用組合（平成14年2月25日 北國銀行）
- ・池袋信用組合（平成14年2月28日 東京三協信用金庫）
- ・都民信用組合（平成14年3月1日 荒川信用金庫、日興信用金庫、西京信用金庫、第一勸業信用組合）
- ・紀南信用組合（平成14年3月1日 新宮信用金庫）
- ・千葉商銀信用組合（平成14年3月8日 横浜商銀信用組合）

- ・上田商工信用組合（平成14年3月12日 八十二銀行、長野信用金庫、上田信用金庫、長野県信用組合、美駒信用組合）
- ・東京中央信用組合（平成14年3月14日 東京スター銀行）
- ・東京信用組合（平成14年3月14日 東京スター銀行）
- ・石岡信用金庫（平成14年3月15日 水戸信用金庫）
- ・大分商銀信用組合（平成14年3月15日 熊本商銀信用組合）
- ・神栄信用金庫（平成14年3月20日 日新信用金庫）

〔基本合意書締結（事業譲渡契約締結には至っていないもの）〕

- ・千葉県商工信用組合（平成14年1月17日 銚子商工信用組合、東京スター銀行）
- ・船橋信用金庫（平成14年2月4日 東京東信用金庫）
- ・永代信用組合（平成14年3月13日 東京東信金・昭和信金）
- ・暁信用組合（平成14年3月18日 江東信用組合）
- ・朝銀近畿信用組合（平成14年3月20日 ミレ信用組合、京滋信用組合、兵庫ひまわり信用組合）
- ・朝銀千葉信用組合（平成14年3月20日 ハナ信用組合）
- ・朝銀東京信用組合（平成14年3月20日 ハナ信用組合）
- ・朝銀新潟信用組合（平成14年3月20日 ハナ信用組合）
- ・朝銀長野信用組合（平成14年3月20日 ハナ信用組合）
- ・朝銀関東信用組合（平成14年3月20日 ハナ信用組合）

（注1）カッコ内は事業譲渡契約又は基本合意締結日及び受皿金融機関。

（注2）協同組織金融機関に対する管理を命ずる処分の概要等については〔参考 - 3〕参照。

4 . その他

(1) 瑕疵担保条項に基づく債権の買取り

平成12年2月9日にニュー・LTCB・パートナーズ社と預金保険機構並びに日本長期信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中に新生銀行から預金保険機構が引き取った案件は113件で、債

権額4,444億円、支払額2,869億円となっている。

平成12年6月30日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災を中心に構成される出資グループと預金保険機構並びに日本債券信用銀行との間で締結された同行の譲渡に係る最終契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき、報告対象期間中におおぞら銀行から預金保険機構が引き取った案件は25件で、債権額332億円、支払額209億円となっている。

(2) 承継銀行の設立

平成14年3月5日、預金保険法第91条第1項第1号に基づき、預金保険機構が、被管理金融機関から業務を引継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定が行われた。これを受け、3月6日、預金保険機構は運営委員会において、承継銀行を預金保険機構の子会社として設立するため、20.5億円の出資を行うことが決定され、3月8日、当該出資が実行された。承継銀行への出資は一般勘定で経理され、その財源は金融機関からの一般保険料である。

当該出資により預金保険機構の子会社として設立された株式会社日本承継銀行は、3月19日に銀行法第4条第1項及び担保附社債信託法第5条に基づき、銀行業の免許及び担保附社債信託業の免許を取得した。

また、3月28日には、石川銀行及び中部銀行それぞれと営業譲渡契約を締結したところである。

(注) 承継銀行の設立決定については、〔参考 - 4〕参照。

預金保険機構による主な資金援助等の実施状況等

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への営業譲渡等に際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付

される金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中（平成13年8月1日から平成14年3月31日、以下同じ）で4,450億円、これまでの累計で16兆4,589億円となっている。

このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で2,785億円、これまでの累計で5兆8,319億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は、報告対象期間中で1,665億円、これまでの累計で10兆6,270億円である。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、その財源は、金融機関からの一般保険料であり、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、その財源は、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された交付国債である。平成13年度末の交付国債の償還額の累計は9兆548億円となっている（後述）。

(2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で1,499億円、これまでの累計で5兆5,714億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は特例業務勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

預金保険機構による金融再生法第53条に基づく健全金融機関からの資産買取額は、報告対象期間中で206億円（買取債権簿価3,302億円）、これまでの累計で549億円（買取債権簿価1兆3,035億円）となっている。

健全金融機関からの資産の買取資金は、金融再生勘定で経理され、政府保証付借入等で調達した資金を買取りを委託した整理回収機構に貸付等を行っているものである。

(3) 優先株式等の引受け等

預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置法（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、報告対象期間中で1,120億円、これまでの累計で8兆6,053

億円となっている。

金融機能早期健全化法による優先株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、政府保証付借入等で調達した資金を優先株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付等を行っているものである。

2. 公的資金の使用状況

(1) 一般勘定

勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。

一般勘定においては、一般保険料（平成13年度の保険料率は0.048%）を金融機関から徴収しているほか、不足資金については民間金融機関等からの借入れ等によって賄っているところである。

政府保証付借入の残高

一般勘定の借入金残高は、平成12年度末で2兆4,642億円（日本銀行から3,942億円、民間金融機関から2兆700億円）、平成13年度末で3兆1,178億円（全額民間金融機関）となっている。

(2) 特例業務勘定

勘定の性格

特例業務勘定は、ペイオフコストを超える特別資金援助や破綻金融機関の資産の買取りに係る整理回収機構への貸付等の業務を経理することとされている。

特例業務勘定においては、平成8年度より平成13年度まで特別保険料（保険料率は0.036%）を金融機関から徴収し、不足資金については、民間金融機関等からの借入れ等で賄っている。また、特例業務勘定においては、ペイオフコストを超える特別資金援助の原資

等に充当するために設けられた特例業務基金に13兆円の交付国債が交付されている。

政府保証付借入の残高

特例業務勘定の借入金残高は、平成12年度末で3兆4,915億円（全額民間金融機関）、平成13年度末で3兆3,711億円（全額民間金融機関）となっている。

交付国債の償還状況

特例業務勘定の特例業務基金に交付された13兆円の交付国債の償還額の累計は、平成12年度末で8兆4,166億円、平成13年度末で9兆548億円となっている。

(3) 金融再生勘定

勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付等の業務を経理することとされている。金融再生勘定においては、必要な資金を民間金融機関等からの借入れ等によって賄っている。

政府保証付借入の残高

金融再生勘定の借入金残高は、平成12年度末で5兆1,183億円（全額民間金融機関）、平成13年度末で5兆2,656億円（全額民間金融機関）となっている。

(4) 金融機能早期健全化勘定

勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく優先

株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定においては、必要な資金を民間金融機関等からの借入れ等によって賄っている。

政府保証付借入の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等残高は、平成12年度末で8兆1,046億円（民間金融機関から6兆3,046億円、預金保険機構債券1兆8,000億円）、平成13年度末で8兆2,239億円（民間金融機関から4兆6,239億円、預金保険機構債券3兆6,000億円）となっている。

（注）預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考〕参照。

公的資本増強に係る取組

1 . 地域金融機関 3 行（福岡シティ銀行、九州銀行、和歌山銀行）に対する資本増強

- ・ 福岡シティ銀行、九州銀行及び和歌山銀行の 3 行について、「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」に沿って資本増強の具体的な検討が行われた。
- ・ 平成13年3月26日に九州銀行から、3月28日に和歌山銀行から、3月29日には福岡シティ銀行から正式申請を受け、11月22日の顧問会議において経営健全化計画に対する素案等に対する審査・検討及び代表者ヒアリングが行われた。
- ・ さらに検討を重ねた結果、平成13年11月26日には上記 3 行に対し公的資本増強の申請の承認が行われ、福岡シティ銀行及び和歌山銀行に対しては平成14年1月31日、九州銀行に対しては3月25日に総額1,120億円払込が行われた。
(注) 上記 3 行に対する公的資本増強に関する資料については〔参考 - 1〕参照。

2 . 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 経営健全化計画の履行状況報告について、平成13年3月期については8月2日に、平成13年9月期については12月21日に報告内容の公表が行われた。
(注) 上記公表資料については〔参考 - 2〕参照。

3 . 経営健全化計画の見直しについて

- ・ 経営健全化計画は、原則として4カ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めるとされている。今回は16

行が見直し時期に当たり、8月2日に新しい経営健全化計画が公表された。そのうち、広島総合銀行については、せとうち銀行との統合によって、もみじホールディングスが設立（平成13年9月28日）されることに伴い、もみじホールディングスとしての経営健全化計画が公表された。

（注）上記公表資料については〔参考 - 3〕参照。

- ・ みずほホールディングスについては、平成14年4月1日に、傘下銀行が、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行の2行に再編されることに伴い、経営健全化計画の見直しが行われ、平成14年3月22日に新しい経営健全化計画が公表された。

（注）上記公表資料については〔参考 - 4〕参照。